



平成21年12月10日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所2号機 保安規定違反に係わる指示文書の受領について

敦賀発電所2号機は、定格熱出力一定運転中のところ、平成21年12月2日16時40分頃、1次冷却材ポンプ（以下、「ポンプ」という。）の電源電圧および電源周波数の低下を監視する装置（ポンプ監視装置）の電源スイッチ（以下、「NFB」という。）が「切」位置となっており、監視装置へ電源が供給されていないことを確認しました。

このため、ポンプ監視装置が動作不能と判断し、同日17時20分、敦賀発電所原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」という。）第99条（計測及び制御設備）に定める運転上の制限※を満足していないと判断しました。

なお、同日19時58分から順次、監視装置へ電源を供給し、通常状態へ復旧するとともに健全性を確認したことから、同日21時27分、保安規定の運転上の制限内に復帰したと判断しました。

（12月3日ホームページにてお知らせ済み）

本日、経済産業省原子力安全・保安院より、本事象が保安規定第99条（計測及び制御設備）に違反していると判断され、嚴重注意を受けるとともに指示文書を受領しました。

保安規定第99条（計測及び制御設備）には、ポンプ電源電圧および電源周波数の低下を監視するための所要チャンネル（ポンプ1台につき3チャンネル）が動作可能であることが要求されています。今回の事象においては、ポンプ監視装置のNFBが「切」位置となっていたことにより、ポンプ電源電圧低および電源周波数低がそれぞれ12チャンネル（ポンプ4台の全てのチャンネル）で、動作不能状態となっていたことから、これにより原子炉自動停止信号が発信しない状態でした。この状態が12月2日の運転上の制限を満足していないと判断した時刻以前においても継続しており、保安規定に定める要求事項が満足されていなかったことから、保安規定違反と判断されたものです。

なお、原子炉の運転中にポンプが停止した場合、1次冷却材流量低信号により、原子炉は自動停止することから、原子炉の安全性は確保されているものと考えております。

当社としては、今回の原子力安全・保安院からの嚴重注意を真摯に受け止め、この指示に基づき、原因（根本原因分析を含む。）を究明し、再発防止対策を策定し、原子力安全・保安院に報告いたします。

※：多重の安全機能を確認するため、予備も含めて動作可能な機器の必要台数が定められているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行うことが求められます。なお、定められた時間内に当該機器を復旧させるか、または出力低下などの予め定められた措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

以 上